

長野県からのお知らせ

しあわせ♥信州
山々と育む すこやかな国

多重債務に関する無料相談会を実施します

カードや、ローンの支払いで生活が苦しい…

そんな借金問題で苦しんでいませんか？

弁護士・司法書士による、無料相談会を県内4カ所で行います！

日時	10月29日(水) 10:00～17:00	10月30日(木) 10:00～17:00	11月6日(木) 10:00～17:00	11月18日(火) 10:00～17:00
場所	松本合同庁舎	上田合同庁舎	飯田合同庁舎	長野県庁
申込期限	10月27日(月)	10月28日(火)	11月4日(火)	11月14日(金)



(消費者庁イラスト集より)

- ❖相談は完全予約制です。予約は上記申込期限までの土日祝日を除く8:30～17:00です。
- ❖長野県消費生活センター（0263-40-3660）に相談者本人が直接電話にてご連絡ください。
- ❖周囲にお困りの方がいたら、ぜひ本相談会をご案内ください。

令和7年度 消費者大学を開校します

○実施方法

オンライン講座(オンデマンド配信予定)
1回は集合対面方式で実施予定

○対象者

18歳以上で長野県内に在住の方(定員100名になり次第締切)

○講座の内容

- 消費者問題の基礎知識
- 最近の消費者被害の傾向と対策
- 食品表示を活用した買い物のポイント
- エシカル消費～思いやりの買物～
- 若年者の消費生活問題
- 中高年の消費生活問題
- など

○日程等(予定) 令和7年 10/18(土), 11/1(土), 11/15(土), 11/29(土),
12/13(土) 10講座(1日2講座)

受講料
無料



(消費者庁イラスト集より)

❖募集方法や詳細については、9月上旬以降に長野県ホームページ（消費生活情報サイト）に掲載します。
<https://www.nagano-shohi.net/>

～9月は関東甲信越ブロック共同・高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間です～



9月は関東甲信越地方の都県・政令市が共同で行う高齢者の悪質商法被害防止キャンペーン月間です。ちょっとした見守り、声がけだけでも悪質商法被害の未然防止や早期発見につながります。皆様の御協力をお願いします。

編集・発行 **長野県消費生活センター**
(令和7年9月発行) 〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎4階
TEL: 0263-40-3660 E-mail: c-shohi@pref.nagano.lg.jp



はインターネットでもご覧いただけます。
長野県消費生活情報サイト <https://www.nagano-shohi.net/>

今後の紙面作成の参考のため、アンケートに御回答願います。

くらし得情報 (令和7年秋号) 読者アンケート▶



内容

- 県内の18・19歳の消費生活相談の状況
- 若年者が巻き込まれる消費者トラブル
- エスカレーターを安全・快適にご利用するには
- 自転車用ヘルメットの安全性に注意
- 長野県からのお知らせ

県内の18・19歳の消費生活相談の状況

令和4年4月1日の成年年齢引き下げから3年経過しました。新制度で成年となった18・19歳の県内消費生活センターに寄せられた相談の状況を取りまとめました。

相談件数は近年では令和3年度をピークに令和4年度以降は減少しています。

令和5・6年度の相談件数では商品・役務等別件数では、多い順に「商品一般」が19件「他の内職・副業(アフィリエイト内職など)」が13件「賃貸アパート」が9件「脱毛エステ」が8件となっています。

販売購入別では、「通信販売」が78件「店舗購入」が40件「電話勧誘販売」が13件「訪問販売」が10件となっています。

販売方法・手口では、「インターネット通販」が65件「定期購入」が13件「電話勧誘販売」が10件「家庭訪問」が6件となっています。

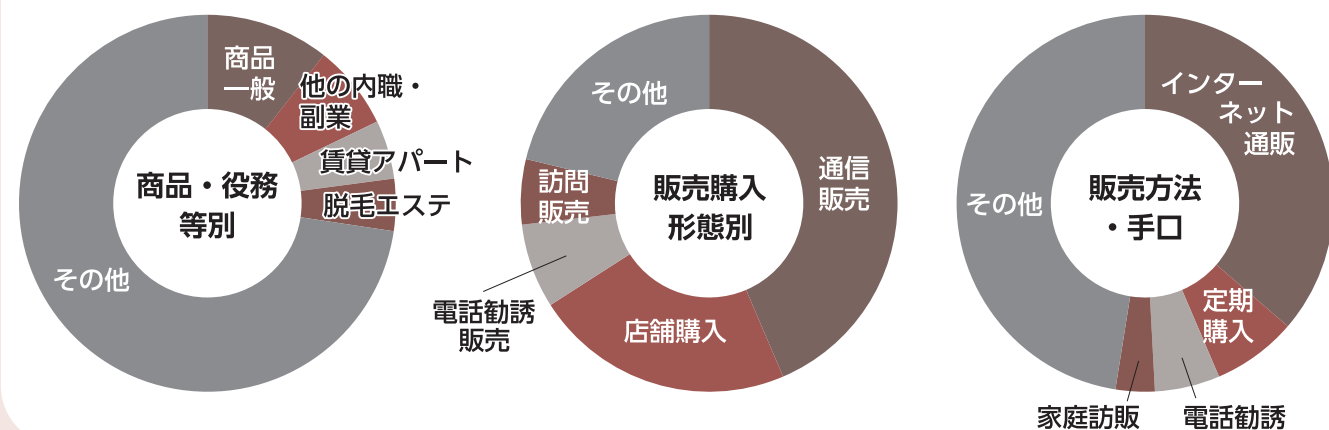


(消費者庁イラスト集より)

契約者が18・19歳の年度別相談件数



全国の情報は
国民生活センターの
HPを御覧ください。



消費者トラブルでお困りのときは、
消費生活センターにご相談ください！

長野県消費生活センター (松本市大字島立1020 松本合同庁舎4階)
☎0263-40-3660

消費者ホットライン188 (局番なし) でもご相談いただけます

継続のご相談など、決まった窓口へのご相談は直通の番号へ電話してください。
相談は無料ですが、相談窓口につながった時点から、通話料金が発生します。

長野県消費者被害防止啓発キャラクター

もシカっち

